

令和6年度
第4回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和6年7月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和6年度第4回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和6年7月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和6年7月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和6年 7月25日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和6年 7月25日 13時55分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 19名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	竹田 憲治	○	11	中村 一彦	○
	2	田村 昭雄	○	12	竹田 和夫	○
	3	阿部 正光	○	13	工藤 嘉充	○
	4	菊田 健生	○	14	古川 美枝子	○
	5	熊澤 威人	○	15	向久保 勉	○
	6	小山田 和義	○	16	山本 範夫	○
	7	國司 功	○	17	大森 直子	○
	8	松村 勝彦	○	18	三浦 美恵子	○
	9	吉田 晃	○	19	立柳 優	○
10	高橋 栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 1番	竹田 憲治	議席番号 15番	向久保 勉
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	工 藤 紀 之		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主任	畑 肇		
	農地調整係主事	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（工藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。本日の欠席委員はございません。よって、現在の出席委員は19名中19名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしく願います。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和6年度八幡平市農業委員会第4回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、15番 向久保勉 委員、1番 竹田憲治 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第5回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第5回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、4項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和6年7月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和6年度第4回総会について

3項目め。令和5年度業務報告書について

以上、3項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、8月9日午前9時30分に決定となりました。

2項目め。八幡平市総合計画審議会委員の推薦について

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりました。

当農業委員会より推薦する委員は三浦会長職務代理者となり、任期は令和6年8月から令和8年3月となります。

3項目め。次回農業委員会研修会の開催について

内容について協議を行ったところ、次のページの下側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業委員会議の協議事項3項目めで事務局より報告を行う事としております。

次のページの左上、4項目め。令和6年度先進地視察研修の実施について

内容について協議を行ったところ、次のページの下側に記載した通りとなりましたが、同じく本日の農業委員会議の協議事項1項目めで事務局より説明を行う事としております。

次のページの左上、5情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等はありませんでした。

次に事務局から1件の情報提供を行い、続いて1件の情報収集に関する依頼を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和6年度第5回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和6年7月25日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第5回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の10ページをご覧ください。

令和6年6月24日から令和6年7月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番からかた括弧5番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

かた括弧6番は現在家をリフォーム中で、一緒に業者に頼む関係で隣接した農地の盛土も申請したものです。

かた括弧7番は、農地法5条の転用事業計画変更の申請ですが、今回の総会には間に合わない案

件で、委員さんには今月上旬 FAX にて書面決議をしていた案件です。緊急を要する案件でしたが、最終的に委員全員から意見なしの回答をいただくことができました。なお、変更承認後は事業が完了し、現場は復旧され、所有者に返しています。

次に、かた括弧 8 番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は 7 月 17 日の金曜日でございます、15 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 13 番委員工藤嘉充委員、農業委員の 15 番委員向久保勉委員、推進委員の西根南地区の 7 番委員畠山和雄委員、推進委員の松尾地区の 7 番委員小原ふく子委員、推進委員の安代地区の 5 番委員種市幸雄委員の 5 名でございます。

また、事務局からは工藤事務局長と恩賀主事と私の 3 名が随行しております。

なお、かた括弧 7 番の現場も確認しており、現況復旧され、保安全管理していることも確認しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和 6 年 6 月 16 日から令和 6 年 7 月 15 日までの間で、あっせんの申出は 4 件となっております。なお、3 番と 4 番はいわゆる逆あっせんで、農地を探しています。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は5件ございましたが、申請番号5の案件について、令和6年7月22日付けで申請者より取下願出の提出がありました。取下願出の内容については、関係資料の9ページをご覧ください。当初、譲受人は、空き家バンク付随農地として、売買による所有権移転を予定しておりましたが、急病により農地の耕作ができなくなったことから、申請を取り下げるものです。以上のことにより、申請番号5は、審議しないことといたします。

それでは、申請番号5を除く案件について、説明いたします。

申請番号1：平館第7地割18-13、畑、3,475平方メートルを含む2筆10,097平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利設定後は牧草を作付予定です。

申請番号2：平笠第11地割30-4、田、629平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号3：平館第22地割182-1、田、944平方メートルを含む19筆7,822平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻作付及び保全管理をしており、権利取得後も同様に作付及び保全管理する予定です。

申請番号4：小柳田298-1、田、535平方メートルを含む3筆1,452平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が貸付によるリンドウ作付及び保全管理をしており、権利取得後は、水稻及び野菜を作付予定です。

申請筆別明細は3ページのとおりです。併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号15番 向久保勉 委員にお願いします。

15番（向久保委員）

15番 向久保勉です。

申請番号1番ですが、位置は、平館小学校から約1,000m以内に点在しています。現況は、保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、平笠小学校から西へ約700mの地点です。現況は、野菜が作付されておりました。

申請番号3番ですが、位置は、JR平館駅から約700m以内に点在しています。現況は、水稻の作付及び保全されておりました。

申請番号4番ですが、位置は、安代インターチェンジから約400m以内に点在しています。現況は、リンドウの作付及び保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。はじめに、申請番号5番の案件について質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。よって、申請番号5番、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、農地法第3条許可申請書の取下願出書により可否を審議しないこととします。

これより、申請番号5番を除く、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

7番委員（國司委員）

はい。

議長（立柳会長）

はい、國司委員。

7番委員（國司委員）

7番の國司です。総会資料の中の2番の申請の備考のところに「新規就農」とありますが、この場合何か特殊なことはありますか？

事務局（畑主任）

こちらは3条の新規申請ですが、認定とかは特にありませんが営農計画書等を提出してもらっています。申請番号2番の譲受人は全く農地を持っていない方ですが、新たに農地を取得することで、営農計画書の提出となります。

7番委員（國司委員）

この方は知り合いの方なのですが、現時点では非農家ということでしょうか？

事務局（畑主任）

そうです。

7番委員（國司委員）

この方は認定新規就農者ではないですが、農地取得は問題ないのですね。

事務局（畑主任）

昔は下限面積があって 3,000 m²以上農地取得が条件でしたが、今はそれが撤廃されているので、少ない面積でも新規就農ができます。

議長（立柳会長）

ほかに、質疑・討論ありませんか？

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号5番を除く議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをご覧ください。今月の申請は1件です。

関係資料2ページにあります申請一覧表も あわせてご覧ください。

申請番号1：殿坂下147、田、1,954 m²です。転用の目的は、売買による社員用賃貸住宅の駐車場及び資材置場の設置です。賃貸住宅の入居者が増え、駐車場が手狭になったこと、また、資材置場が不足しており、作業効率を上げるため申請のあったものです。申請地の農地区分は、第1種農地、例外規定は集落に接続して転用することで地域住民の活動抑止を防ぐものであることが確認されております。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 15 番 向久保勉 委員にお願いします。

15 番（向久保委員）

15 番の向久保勉です。

申請番号 1 番ですが、位置は JR 田山駅から南東へ約 1.1 k m の地点です。現況は、保全されておりました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 2 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 2 号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第 3 号『農地法第 5 条許可申請の取下願出に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 3 号『農地法第 5 条許可申請の取下願出に対する意見の決定について』を議題いたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 8 ページをご覧ください。今月の申請は 1 件です。

申請番号 1：田の沢 167-47、畑、20,651 m²を含む 3 筆 26,036 m²です。本件は、令和 6 年 3 月総会で意見を決定し、岩手県に進達しておりましたが、事業開始時期の変更に伴い、岩手県の許可処分の前に、今回取下の申請がありました。来月 8 月総会以降に、事業計画を見直して再申請を予定しております。

今回申請は、取下であることから現時点では転用せずに農地としての利用が継続されるものであり支障ないものと考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。この案件について、願出のとおり『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 3 号『農地法第 5 条許可申請の取下願出に対する意見の決定について』は、『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第 4 号『農地法第 5 条許可処分の取消願出に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 4 号『農地法第 5 条許可処分の取消願出に対する意見の決定について』を議題いたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 10 ページをご覧ください。今月の申請は 1 件です。

申請番号1：田頭第2地割81-3、田、1,690㎡です。本件は、令和6年3月1日付けで岩手県知事より許可を受け、令和6年5月までに太陽光発電所を設置する予定でしたが、予定していた発電量の基準が満たせなくなったという理由で今回許可処分の取消の申請がありました。

今回申請は、取消であることから転用せずに農地としての利用が継続されるものであり、支障ないものと考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。この案件について、願出のとおり『可』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農地法第5条許可処分の取消願出に対する意見の決定について』は、『可』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12～13ページをご覧ください。今月の申請は7件です。

関係資料2ページ以降にあります申請一覧表もあわせてご覧ください。

申請番号1：大更第38地割82-34、畑、8,203㎡を含む3筆18,365㎡です。現況は、1筆は山林化、2筆は原野化しています。申請者は、土地を購入した当時から原野化していたため、農地であることを知らずに平成5年ころから放置していたということです。

申請番号 2 : 大更第 38 地割 82-42、畑、1,250 m²を含む 3 筆 13,330 m²です。現況は、2 筆は山林化、1 筆は原野化しています。申請者は、土地を購入した当時から原野化していたため、農地であることを知らずに平成 5 年ころから放置していたということです。

申請番号 3 : 田頭第 7 地割 1-47、畑、269 m²を含む 2 筆 1,047 m²です。現況は、原野化していません。申請者は、農地法について把握しておらず、県外在住で高齢のため耕作ができなかったことなどを理由に平成 15 年ころから放置していたということです。

申請番号 4 : 田頭第 39 地割 12-25、畑、4.99 m²を含む 2 筆 84.99 m²です。現況は、原野化しています。申請者は、土地を相続後、県外在住であることなどを理由に平成 15 年ころから放置していたということです。

申請番号 5 : 平館第 28 地割 1-3、畑、607 m²です。現況は、住宅敷地の一部として宅地化しています。申請者は、高齢で、体調不良が続き、耕作ができなかったことなどを理由に昭和 60 年ころから不耕作となってしまったということです。

申請番号 6 : 松尾寄木第 9 地割 45-2、畑、5.66 m²を含む 2 筆 1,700.66 m²です。現況は、原野化しています。申請者は、農地法について把握しておらず、市外在住で耕作ができなかったことなどを理由に平成 15 年ころから放置していたということです。

申請番号 7 : 大又沢口 27、畑、2,692 m²です。現況は、山林化しています。申請者は、相続時には既に山林化しており、平成 5 年ころから放置していたということです。

各申請とも、農地法の適用を受けない土地として判断できると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 15 番 向久保勉 委員にお願いします。

15 番（向久保委員）

15 番の向久保勉です。

申請番号 1 番ですが、位置は八幡平市総合運動公園から北東へ約 2 km 以内に点在しています。現況は、木や雑草が生い茂り、山林化または原野化しておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は八幡平市総合運動公園から北東へ約 1.6 km の地点です。現況は、木や雑草が生い茂り、山林化または原野化しておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は岩手山サービスエリアから北東へ約 1.2 km の地点です。現況は、雑草が生い茂り、原野化しておりました。

申請番号 4 番ですが、位置は田頭小学校から北東へ約 950 m の地点です。現況は、雑草が生い茂り、原野化しておりました。

申請番号 5 番ですが、位置は平館高等学校から東へ約 500 m の地点です。現況は、住宅の一部として宅地化しておりました。

申請番号 6 番ですが、位置は寄木小学校から北西へ約 2.5 km 以内に点在しています。現況は、雑草が生い茂り、原野化しておりました。

申請番号 7 番ですが、位置は JR 兄畑駅から北西へ約 400 m の地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

いずれの農地も、非農地化されてから 20 年以上経過し、農地への復旧が困難であることから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 5 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 5 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 6 号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第 6 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（畑主任）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 16 ページをご覧ください。

今月の申請は 19 件で、全件新規の申請です。

新規は、賃貸借権設定が 6 件で、そのうち中間管理機構を通した申請が 4 件、

使用貸借権設定が 8 件で、そのうち中間管理機構を通した申請が 4 件です。

所有権移転は 5 件で、そのうち中間管理機構を通した申請が 4 件です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号 1 番は、西根南地区に係る申請です。

申請番号 2 番は、安代地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号3番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号4番～5番は、松尾地区に係る申請です。

申請番号6番は、安代地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号7番は、安代地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での貸借権設定です。

申請番号8番～9番は、西根北地区に係る申請です。

申請番号10番～13番は、安代地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号14番～15番は、安代地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号16番～19番は、西根北地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の21ページ以降に記載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号9番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号5番 熊澤威人 委員の退席を求めます。

（5番 熊澤威人 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号9番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号9番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号9番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号5番 熊澤威人 委員の着席を求めます。

(5番 熊澤威人 委員 着席確認)

議長 (立柳会長)

これより、申請番号9番を除く議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

16番委員 (山本委員)

はい。

議長 (立柳会長)

はい、山本委員。

16番委員 (山本委員)

16番の山本です。申請番号13番と15番の職業が異なりますが、どちらが正しいのでしょうか？(申請番号13番と15番の設定をうける者は同一人物だが、13番の職業は農業、15番の職業は無職となっている)

事務局 (畑主任)

大変申し訳ありませんでした。申請番号15番の職業が無職となっておりますが、農業の間違いです。

議長 (立柳会長)

ほかに、質疑・討論ありませんか？

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、申請番号9番を除く議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第7号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (畑主任)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の26ページをご覧ください。今月の案件は2件です。

申請番号1は、令和5年5月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、前権利設定人に農用地利用集積計画により貸し付けられた農地です。

申請番号2は、令和5年6月総会で許可を受け、農地中間管理機構から、前権利設定人に農用地利用集積計画により貸し付けられた農地です。

今回申請は、申請番号1及び2ともに、権利設定人つまり耕作者の変更に伴う促進計画案の作成で、計画内容は現行のと通りの再配分となります。

今回、権利設定人変更の提案をいたします「(株)じどうコンサルティング」は、昨年度に事業停止した旧(株)サラダファームの事業を継承し、今週7月23日にオープンした3SVILLAGE八幡平の運営会社でございます。旧サラダファームが行っておりました「野菜」「果樹」の栽培についても、同社が引き継ぐこととなり、今回の権利設定人変更の提案となります。申請番号1及び2の土地の所在地は「野菜」「果樹」の栽培圃場となっている箇所でございます。

今回の申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (立柳会長)

以上で、説明が終わりました。これより、議案第7号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (立柳会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (立柳会長)

よって、議案第7号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第8号『令和6年度関係行政機関等(国・県)に対する意見の提出について』

議長 (立柳会長)

次に、議案第8号『令和6年度関係行政機関等(国・県)に対する意見の提出について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (立花事務局長補佐)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案第8号について、説明をさせていただきます。

最初に、農業委員会法に関する法律の規程についてご説明をします。32ページとなります。

議案第8号資料、農業委員会等に関する法律 抜粋 となります。

下線付きで表示をしている第38条第1項の規程により、意見の提出を行うものです。

次のページとなります。意見の提出に係るスケジュールとなります。本日の農業委員会総会で大会提案事項の協議及び決定を行い、盛岡地方農業委員会連絡協議会を經由し岩手県農業会議へ提出となります。その後、関係機関で提出された大会提案事項をもとに協議を行い11月8日(金)に開催される令和6年度岩手県農業委員会大会において「農業施策の充実に関する要請決議」として提案されるものです。

28ページにお戻りください。別紙となります。

令和6年度関係行政機関 国・県 に対する意見の提出についてご説明をいたします。

内容は、5月24日に開催された第2回農業委員会議会で決定をいただいたとおりであり、意見の内容の読み上げは省略させていただきます。

また、意見項目の読み上げによりまして、今回の議案提出とさせていただくことをご了承願います。

読み上げを行います。

ローマ数字Ⅰ、農地等利用最適化推進施策の改善に関する事項、1 農地利用の最適化の推進について、農地中間管理事業の推進

続いて、2 意欲のある経営体の育成による農業の振興、2 項目となります。

(1) 農業生産基盤の着実な整備推進 (圃場の基盤整備について)

(2) 農業の担い手に対する支援施策の充実、(農業者年金制度の拡充・強化及び現役世代が安心して農業に従事するための労災保険の周知及び農業者向け労災保険制度の構築について)

次のページとなります。

3 国産食料供給体制の強化、3 項目となります。

(食料安全保障について)

(高齢化が進む集落地域の食農教育の充実について)

(E P A / F T A 交渉について)

次のページとなります。

ローマ数字Ⅱ、その他重要施策の推進、1 東日本大震災津波・原発事故からの再生に向けた支援の継続(早期の原発事故の収束と補償対応について)

続いて、2 野生鳥獣被害防止対策の充実(鳥獣被害について)

続いて、3 中山間地域の農業振興施策の強化、3 項目となります。

(中山間部における施設型農業への支援について)

次のページとなります。

(再生利用が困難な山間農業地域の非農地化の推進について)

(農地災害復旧工事の対応について)

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(立柳会長)

以上で、説明が終わりました。これより、議案第8号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(立柳会長)

ないようですので「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第8号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(立柳会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(立柳会長)

よって、議案第8号『令和6年度関係行政機関等(国・県)に対する意見の提出について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会(13時55分)

議長(立柳会長)

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和6年度第4回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（工藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年8月23日

会 長 _____

1 番委員 _____

15番委員 _____

令和6年度

第4回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和6年7月25日（木）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 報 告

- (1) 第5回運営委員会報告
- (2) 農地法等に関する業務報告

4 議 事

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第3号 農地法第5条許可申請の取下願出に対する意見の決定について
- 議案第4号 農地法第5条許可処分の取消願出に対する意見の決定について
- 議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画案の決定について
- 議案第8号 令和6年度関係行政機関等（国・県）に対する意見の提出について

5 閉 会